

2022年（懲）第1号

懲戒請求者 協同組合 X

代表理事 YK

対象弁護士 前波裕司

審査請求理由書

令和5年10月5日

日本弁護士連合会懲戒委員会 御中

対象弁護士 前波 裕 司

上記対象弁護士代理人

弁護士

同

目次

第1 総論	3
1 はじめに	3
2 事案概要	3
3 綱紀委員会及び懲戒委員会の偏向性	5
4 まとめ	6
第2 懲戒請求事由の要旨	6
1 懲戒請求事由の要旨1について	7
2 懲戒請求事由2について	7
3 懲戒請求事由3について	8
第3 綱紀委員会が審査を求める事案の概要	8
第4 対象弁護士の弁明の要旨	9
第5 証拠	9
第6 当委員会の認定	9
1 第5, 1について	10
2 第5, 2について	10

3	第5、3について	10
4	第5、4について	10
5	第5、5について	10
6	第5、6について	10
7	第5、7について	11
8	第5、8について	11
9	第5、9について	12
10	第5、10について	12
11	第5、11について	13
12	その他	14
第7	懲戒事由1に対する判断	14
1	第6、1について	14
2	第6、2について	14
3	第6、3について	15
4	第6、4について	15
5	第6、5について	16
6	第6、6について	26
7	第6、7について	29
第8	懲戒事由2および3に対する判断	32
1	第7、1について	32
2	第7、2について	36
3	第7、3について	37
4	第7、4について	40
5	第7、5について	41
第9	その他	41
1	説明義務を尽くしていたこと	41
2	報酬交渉が適切であったこと	42
3	懲戒委員会の進行が著しく懲戒請求者を利するものであること	44

4 委員構成の問題	47
第10 結論	47

令和5年9月5日付審査請求における審査請求の理由は、下記のとおりである。

記

福井弁護士会懲戒委員会が行った対象弁護士に対する戒告の懲戒処分については、その事実認定、判断、いずれにおいても看過しがたい誤りがある。よって、以下の理由により、処分の取り消しを求める。

第1 総論

1 はじめに

本件においては、対象弁護士が懲戒請求者から依頼を受けて以降に対象弁護士がその依頼に基づいて行った事件処理、その処理を巡る状況及びその推移、懲戒請求者の手持ち資金の推移、それらの状況に対応する対象弁護士の説明状況、依頼案件の流れの中での懲戒請求者の対応・態度（特に、金銭に関する態度）につき、理解をしていただくことが肝要と思われる。

2 事案概要

そして、対象弁護士は、令和4年6月17日付にて福井弁護士会懲戒委員会に提出した弁明書中、第1（同弁明書3頁～13頁）において、前記1記載の事実を丁寧に説明し、本件の本質を福井弁護士会懲戒委員会に理解してもらえよう努めた。

長文に渡るためここではそのすべてを繰り返すことはしないが、要するに、本件の流れ及び本質は、以下のとおりである。

- (1) 懲戒請求者が運営するショッピングセンターから核テナントであるスーパーマーケット「A」が退店することとなったため、対象弁護士が懲戒請求者より「スーパー出退店交渉」の委任を受けて交渉を開始した（乙2）ものの功を奏さず（なお、対象弁護士が本件を受任する以前に段階で懲戒請求者の不当な

対応により A との間での信頼関係は損なわれていたが、受任当初には伝えられていなかった。(乙 6、乙 35 参照。)

(2) 核テナントの退店により、対象弁護士は、懲戒請求者の最終的な清算を視野に入れつつ、懲戒請求者からの委任に基づき、

①A に代わる核テナント誘致交渉 (乙 3、乙 27)、

②懲戒請求者所有建物賃借人に対する対応 (乙 44)、

③1 億 2000 万円弱に上る A からの建築協力金等返還請求事件の対応 (乙 4、乙 6、乙 40、乙 41)、

④懲戒請求者所有不動産の売却交渉・調整 (乙 3、乙 8、乙 9、乙 10、乙 23、乙 26、乙 36、乙 45)、

⑤懲戒請求者テナントに居座る中華料理店を相手方とする未払い賃料請求、建物明渡、賃借権確認等の各種紛争対応 (乙 7、乙 37、乙 38)、

⑥懲戒請求者からの日常的な法律相談に対する対応 (乙 13、乙 24、乙 25、乙 29)

等を行ってきた。

(3) しかし、対象弁護士が受任した当初から懲戒請求者の資金は枯渇しており (乙 7、乙 14、乙 15、乙 23 参照)、前記(2)記載の各事件処理の帰趨如何によっては懲戒請求者の破産手続をも視野に入れなくてはならない状況の中、対象弁護士は懲戒請求者との間で支払不可能な額に及ぶ弁護士報酬を内容とする委任契約書を締結することはできなかった。しかし、そのような状況の中でも対象弁護士は報酬に関する説明を状況に応じて随時行っており (乙 3、乙 5、乙 11 等)、懲戒請求者所有不動産の売却の目途が立った令和元年 11 月 26 日に開催された懲戒請求者の総会においては、「今後の訴訟、清算等を含め、これまでの訴訟等もすべて未払であるため、弁護士費用として 万円を計上する。」ことが異議なく承認されている (乙 11)。その際、対象弁護士は、「弁護士費用は最終的に 1500 万円を予定している。A に対する支払額を抑えるため、必要費を最大化することが目的であるため、不確定要素を考慮して 万円までの計上まで行うものである。」旨、明確に説明してお

り、この段階で報酬に関するおおよその合意が形成された。対象弁護士は、それまでも報酬については可能な限り説明するようにしており、それを受けての総会であったため、特段、対象弁護士の説明に対する質問等は出てこなかった。いきなりの1500万提示は、通常であれば驚かれて然るべきであるが、そのような反応は一切なかった。このように、懲戒請求者組合総会において、対象弁護士に対する報酬計上が異議なく承認された事実は、対象弁護士が懲戒請求者に対して報酬額に関する説明を随時行ってきたことの証左である。

(4) ところが、不動産の売却により約2億円の現金が懲戒請求者に入金されると、懲戒請求者（各組合員）は、法的に返還義務を免れないAに対する建築協力金等の返還を渋り始め（乙12、乙13、乙17、乙18、乙20、乙28参照）、挙句、対象弁護士がAとの調停期日をスケジュール管理ミスにより欠席したのを奇貨として先に受け入れていた報酬額を無視して、Aから1億円以上の請求を受けている状況にもかかわらず、「Aの支払と先生の報酬を合わせて6000万円まで、とまとまりました」と、一方的に伝達してきた（乙17）。そのような懲戒請求者の理不尽な行動に対しても対象弁護士は誠実に対応してきたが、結果的にすべての事件処理が終結する直前に解任された。

(5) その後、懲戒請求者は、「対象弁護士より弁護士費用は多く見ても500万円という説明があった」との虚偽の主張をはじめ（これに根拠がないことは綱紀委員会議決書も認めている。）、対象弁護士が前記(3)記載の合意金額よりも大幅に減額した報酬額を提示するも黙殺して応じず、本件懲戒請求に至ったものである。

3 綱紀委員会及び懲戒委員会の偏向性

このように、本件は、懲戒請求者とその利己的な態度により対象弁護士との紛争を先鋭化させた結果であって、対象弁護士が一方的に非難されるいわれのないものである。

ところが、福井弁護士会綱紀委員会及び同懲戒委員会は、このような懲戒請求者の非については黙殺する、あるいは軽視する一方で、対象弁護士の個々の対応を過剰なまでに非難した。そして、本来は懲戒請求事案とは別に解決されるべき

報酬問題について懲戒手続の中で解決を半ば強制的に促し（乙52、乙53参照）、その早期解決が困難と見るや、その責任がすべて対象弁護士にあるかのように判断して本件処分に及んだものである。しかも、本件処分が対象弁護士に告知される以前において、対象弁護士は民事訴訟において総会で承諾した金額の半額以下の金額で和解に応じる意向を裁判所に対して示し、かつ、福井弁護士会懲戒委員会にもその旨伝達したにもかかわらず（乙54）、その事実は一顧だにされることはなかった。その後、訴訟での和解期日前に戒告処分の告知があったが、対象弁護士は和解意向を反故にすることなく、誠実に和解手続に臨み、承諾金額の半額以下での和解に応じた（乙55）。

4 まとめ

このように、福井弁護士会懲戒委員会が行った対象弁護士に対する戒告の懲戒処分については、考慮すべき事項を考慮しないばかりか、その事実認定、判断、いずれにおいても看過しがたい誤りがある。

併せて、福井弁護士会懲戒委員会が対象弁護士に対し、長期間に渡り懲戒請求者との間で民事的解決を促してきたのは、民事的解決が図られさえすれば懲戒処分はしないとの意向を示してきたものと推測されるが、だとすれば、懲戒請求者と対象弁護士との間で民事的解決が図られた以上、懲戒処分を維持する理由もなくなった。

そこで、以下、懲戒議決書について、問題を指摘した後、対象弁護士側の主張について述べることとする。

第2 懲戒請求事由の要旨

懲戒請求事由は、懲戒請求者の申出を合理的に理解した上で、それに拘泥することなく、懲戒委員会が合理的に認定するものである。よって、それは委員会の裁量を超えるものでない限り、問題を生じるものではない。しかし、その問題点の抽出には、対象弁護士の側から問題を感じざるを得ない部分が多いため、それも含めて指摘しておく。

1 懲戒請求事由の要旨1について

綱紀委員会認定の請求事由を簡略に記載したものであり、報酬説明と契約書の有無が問題になるとの指摘については、争点の抽出という意味において特段の異議はない。しかし、綱紀委員会の議決書（以下、「綱紀議決書」とする。）では、「懲戒請求者の主張が、委任当初で業務内容も不明瞭な段階での話であることも考慮すると、懲戒請求者と対象弁護士との間で懲戒請求者主張のようなやりとりがあったかは疑問と言わざるを得ず」（綱紀議決書14頁）、としており、「500万円見ておけば大丈夫か」とのやりとりはなかったものと評価している。（にもかかわらず、綱紀議決書は、「対象弁護士は、500万円で受任したとの懲戒請求者の主張を明確に否定できない状態になっている。」（綱紀議決書22頁）との明確に矛盾した論理は、重大な事実誤認である。）

よって、500万円での受任の有無というやり取りについては、綱紀委員会で明確に否定されており、請求事由の要旨に含ませるべきではない。懲戒委員会において、綱紀の議決書の内容を吟味したのか疑問であり、懲戒請求者の主張に過度に偏った問題把握である。「懲戒請求者が・・・了承したと認識した。」（懲戒議決書2頁、2行ないし5行）との部分は、「その後、」という内容に置き換えて削除すべきである。懲戒請求事由の把握としては、『当初の交渉事件を受任以降、状況の変化に対応する過程における報酬説明と委任契約書の不備が問題点となる』という内容として理解すべきである。

2 懲戒請求事由2について

これも、綱紀委員会認定の請求事由を引用したものと思われるが、上述の通り、「上記1の委任に基づき・・・500万円の範囲内で決定される」との認識部分は、綱紀委員会認定事実と異なるし、客観的に何ら裏付けのない存在しない事実である。

また、本件において、報酬説明と契約書の不備が問題として指摘されていることは請求事由1で評価されており、「事前に何ら具体的な説明も合意もない方法で算定した」（懲戒議決書2頁11行）との指摘は、説明と契約書の不備と同義であり、重複に過ぎない。過度に問題視しようとするものといえる。

そして、報酬の「請求」をしたか、「提示」ないし「提案」もしくは「説明」をしたかは重要な問題であり、「請求」という語自体が、その後の内容変更を許さない語感を持つものであり、結論の先取りともいえる問題把握である。

解任後の報酬協議において、「報酬明細および説明書」という表題で金額提示をしたことは事実であるが、請求は行っていない。『紛議調停を含めた交渉過程において、3回にわたり異なる内容と計算による報酬提示を行った』との問題把握であれば、事実在即しているが、懲戒請求事由としての問題点抽出の段階から「請求」と断じることには、処罰方向への偏向を感じざるを得ない。処罰ありきの問題抽出である。

3 懲戒請求事由3について

877万1945円を預かり金として留保していたことは事実であるが、「報酬額として」留保しているものではない。協議その他の方法で報酬問題が解決する場合に備えているにすぎず、報酬は何ら確定していない。上述の「請求」という捉え方と同様、報酬額として留保しているというのは事実と異なる。

また、「別の弁護士に依頼し」、「裁判で返金を求めなければならなくなった」というのは事実と異なる。受任事件を承継しY弁護士が、その後の紛議調停をそのまま対応しており、別の弁護士、というのは誰を指すのか意味不明であり、弁護士に変更はない。懲戒請求書においても「後任の弁護士」と表現されている。そして、「裁判で返金を求めなければならなくなった」というのが懲戒請求者の主観的表現であることはやむを得ないが、その後の交渉や紛議調停等について、対象弁護士から放棄したり遮断したことはない。一方的に対象弁護士に帰責するかのような前提はあまりに偏っている。

懲戒事由3については、『報酬に備えて預り金の返還を留保しており、その預かり金の返還と報酬については、未だ結論が出ず、紛争が継続している』、との限度で捉えるべきである。

第3 綱紀委員会が審査を求める事案の概要

これについては、綱紀委員会の議決書の要約・引用であり、それに対する反論

の詳細は令和4年6月17日付け弁明書において主張している。そして、それを基にした懲戒委員会の認定については後述する。

内容については、相当の異議があることだけ申し添える。

第4 対象弁護士弁明の要旨

表現に、若干問題を感じるも、要旨としては、概ね問題ない。

第5 証拠

省略。

ただ、請求者提出の証拠書類は一切なく、請求者からは回答書しか出ていない。懲戒委員会および綱紀委員会が、請求者に対してほとんど事実確認や裏付けを求めていなかったことを端的に示している。

また、丙7は、議決当日の期日調書であり、議決の時点では存在していなかったと思われるが、証拠とされている。当日の審尋内容の吟味が行われていないことにも、問題があるといえる。

なお、懲戒委員会議決書自体は、同日付の審尋内容を反映しているものであり、同日には存在しえない。にもかかわらず、末尾には、懲戒委員会委員の署名押印がある。物理的に、議決書作成前に、議決書自体を確認することなく署名押印がなされたものと思われる。手続そのものに、大きな問題があるといえる。

第6 当委員会の認定

この部分は、ある意味、懲戒委員会の判断にあたっての前提事実該当するものである。職権調査であり、自白や明白な事実などに基づく前提事実とは異なる体裁であるが、判断の基礎となる部分である。その意味で、当事者の言い分に拘束されないまでも、客観的に明白といえる内容や、当事者がおよそ反論しえないような内容で構成すべきであり、明白に争っている内容についてどちらかの言い分に沿った事実を前提とすることは、判断全体を誤導する恐れがある。

その点において、本件における懲戒委員会の認定事実は、以下の通り、様々な

問題があり、懲戒の結論ありきで対象弁護士に不利な認定を行っている。以下、項目ごとに詳論する。

1 第5, 1について

問題ない。

2 第5, 2について

当初の委任は、Aを相手方とする出退店交渉だけであり、「代替店舗の出店交渉」は委任されていない(乙2)。その後のAとの交渉において、その退店意思の翻意が困難になるにつれ、破産が現実的な選択肢となると同時に、代替店舗交渉やショッピングセンターの維持が徐々に依頼されていったというのが実際である。

その他には問題はない。

3 第5, 3について

問題ない。

4 第5, 4について

問題ない。ただし、資金繰りや、テナントの退店交渉、底地の地主対応、その他ショッピングセンターの事務の全てについての相談を受け、実際にはテナントの退店交渉等代理人として対外的に交渉に携わるなどしていた。

5 第5, 5について

問題ない。ただ、わざわざ「私的な海外旅行」と述べる必要はない。また、実質的には、1月の下旬から解任に向けた協議がなされており、2月の解任まで請求者の対応決定にはおよそ1か月かかっている。

6 第5, 6について

事実関係自体は問題ない。ただし、「抑制的」との表現もあり、紛争化を避けて早期に業務を承継することを目的として、請求者が受け入れやすいようにことさらに少額の提示であった。対象弁護士としては、抑制的な少額の金額提示を行った、とすべきではないかと考える部分である。また、請求者の代理人とも早期処理についての大まかな口頭での合意があったため、まさか紛争化するものとは理解されていなかった。そのような対象弁護士の主張は、一切認定されていない。

また、「請求」はしていない。「請求」か否かは、一貫して対象弁護士が否定するものであるにも関わらず、懲戒委員会は、争点とすら扱わず、懲戒請求者への確認もせず、認定もしないままに前提としている。あまりに一方的な認定である。

7 第5, 7について

事実関係自体は問題ないが、重要な点が捨象されており、全く意味が異なる認定となっている。

2月19日付通知により、500万円の提示があったことは事実であるが、対象弁護士は、翌2月20日に、それが受け入れがたいこと、対象弁護士の提示が受け入れられないのであれば、早期処理が見込めず、金額提示について自粛する必要はないため再考する予定であることを示している。それに対して、請求者の返答はなく、3月9日に返答を催促し、3月13日までに何らの返答がなければ報酬の提示は一旦撤回し、再計算することを明確に伝えている。なお、その時点において、事件の対外的な引継ぎもなされておらず、対象弁護士は対応を余儀なくされている。

よって、ここでは、『請求者の回答がなかったため、対象弁護士は報酬提示を撤回し、再計算して提出した。』との内容がなければならないが、意図的に捨象されている。ことさらに、請求者の行為を取り上げず、対象弁護士の行為だけを取り上げている。また、「増額」自体は、額の面から事実であるが、それまであえて計算を自粛していた項目を再計算したものであり、理由も明確に付している。その意味において、「増額して」というよりは、『項目を変えて』というのが正確であり、増額はその結果に過ぎない。なお、「請求」でないことは、上述の通りである。

あまりに、対象弁護士の行為を悪意をもって前提化している。

8 第5, 8について

事実関係自体は問題ないが、上述のように、重要な部分が捨象されている。

対象弁護士は、期間を置いて、撤回を予告して、期間内の回答がないために撤回したという順序を踏んでいる。撤回後の請求者の妥決意思だけを、あえてここで取り上げる意義はない。単純に、当事者間協議で妥結に至らなかったとすれば足りる部分であるにもかかわらず、請求者の解決意志を一方的に対象弁護士が拒

否したような認定をしている。あまりに請求者側に偏向している。

そして、「第三次請求」などとされているが、「請求」でないばかりか、Aとの調停妥決という事情変更が生じたことによる増額提示であり、事情変更を反映したものに過ぎない。しかも、紛議調停委員会からの新たな提出要請に応じた再計算である。それは、あくまで調停委員会に提出した希望額である。調停委員会での調整がなされることを前提としており、それまでの金額提示と同列に扱うのはあまりに不当である。

また、第2回調停期日での不調は事実であるが、紛議調停委員会が第1回期日において800万円という委員会からの案を提示したことに対して、第2回調停期日冒頭において請求者側が不調を強く主張したことによるものである（丙3）。にもかかわらず、文脈として、対象弁護士が高額を提示したために不調になったかのような書きぶりになっている。あまりに事実関係を歪めている。

もはや、表現しようがないほどに、懲戒委員会の前提事実の認定は偏向している。

9 第5, 9について

事実関係はその通りである。ただ、これは、請求者があまりにも放置していたために、対象弁護士の側から返還したものである。令和3年の622万余りの返金は、組合が清算手続中であることを前提とすると、実質的な報酬の放棄の意味合いがある。請求者は、清算手続に入っていることが予想されており、一旦預かり金が返還されると、直ちに組合員に分配され、組合財産として保持されることは期待できない。それも踏まえると、自主的な報酬放棄の意味を含んだ返還であるが、懲戒委員会の認定は、わざわざ「自身の弁護士報酬を最大限に見積もった」という部分を強調している。請求者の利益になる行為であるにもかかわらず、対象弁護士の悪性をことさらに際立たせようとしている。返還の金額だけ記載すれば足りるところ、ことさらにそういった部分だけ記載している。あまりにも偏り過ぎである。

10 第5, 10について

前段の事実関係に誤りはないが、この紛議調停は、懲戒委員会が求めたことに

よって（乙52、乙53）、対象弁護士が申し立てたものである。民事的解決を求めての行為であるが、そういった事情は一切認定されない。

後段については、事実関係に誤りがある。

「上記調停案を上回る金額で話し合いが続いたが」という点は、明確に誤りである。調停案を上回る金額が俎上に上ったことは確かだが、検討する時間も与えられず即答できなかつただけで、その日のうちに不調が宣言された。話し合いが続いたということはない。むしろ、紛議調停委員会自体が、請求者側に有利に進めようとする機運があり、対象弁護士側は、それに翻弄されていたというのが実際である。

さらに、懲戒委員会の認定は、第一次の紛議調停委員会案の800万円については、何ら記載しない反面、第二次紛議調停委員会案の627万円だけを詳細に記載している。しかも、その案の不当なことは、対象弁護士の側で、詳細に述べており（令和5年4月7日付報告書添付資料8参照）、適正な案とは到底言い難い内容である。にもかかわらず、それが「相当」であるかのような記載をしている。

事実からどんどんと離れて、対象弁護士を貶めようとするような認定になっていると思わざるを得ない。

1.1 第5, 11について

訴訟提起自体は事実である（乙51）。ただ、その契機は、対象弁護士の請求権について、消滅時効が完成したことにあると考えられる。それまでは、本件の民事的な紛争は預り金を上回る可能性が存在しており、安易に訴訟で適正報酬額を確定すると預り金の放棄では済まなくなるかもしれないため、請求者側は大きなリスクを抱えていた。しかし、その時点で、そのリスクは消滅しているのである。それは客観的な事実であり、記載すべきである。しかも、その消滅時効は、請求者側に有利に紛争の範囲を限定するという意志をもって、対象弁護士が意識的に放置して完成させたものである。おそらく、請求者側も気付いていなかったと思われるが、対象弁護士が、あえて消滅時効の完成を告知したものである。紛争の範囲が法的に預り金の範囲に限定されたというのは、相当に大きな出来事であるが、懲戒委員会は、一顧だにしていない。

1 2 その他

なお、議決書に関するものではないが、その後、令和5年8月3日、当該訴訟は、第2回期日において715万1945円で和解が成立している(乙55)。これは、7月10日の第1回期日において裁判上で提示したことも懲戒委員会には報告している(乙54)。それは議決書送達前であり、これを事情の変更として再議決することも可能であったにもかかわらず、懲戒委員会はそれを無視して議決している。

以上の通り、懲戒委員会の認定事実は、ことさらに対象弁護士に不利な事情を取り上げる反面、請求者にとって不利な事実や、対象弁護士が主張する明らかに有利な事実を一切取り上げないという強い偏りが見られる。

第7 懲戒事由1に対する判断

懲戒事由の抽出に問題があることは上述の通りであるところ、ここでは、弁護士費用についての説明の有無、委任契約書不作成についての合理的な理由の有無、が問題となる。

以下、懲戒議決書の項目に沿って述べる。

1 第6, 1について

事実関係として、誤りはない。

2 第6, 2について

委任契約書の作成がないことは、認める。しかし、弁護士報酬の説明は、当初の委任の際に報酬基準を提示していることから、報酬基準が基本だが、清算できるか破産になるか不明な状態で、組合の運営資金も危ない状態なので、清算になり分配できる財産ができたなら清算業務の中で報酬を計算するし、万一破産になったら、その時の状況により破産手続費用の中で考慮する、といった大まかな説明はしていた。少なくとも、委任状への押印を求める際、相応の費用のかかる仕事ではあるが、お金がないと思われるので、最終的な組合の状況等を踏まえて清算することにします、という趣旨は述べている。

そのような説明をして納得していたからこそ、請求者は、委任状を対象弁護士

に提出し、業務を依頼しているのである。

むしろ、清算と破産を場合分けして、それぞれの場合に応じた計算をことさらに提示することは信頼関係を損なう恐れがあり、契約書により支払い義務を確定させると、それが負債として計上されることによる早期の破産の懸念すらあった。

時宜に応じた「適切な説明」は行っているし、「委任契約書を作成することに困難な事由がある」といえるため、職務基本規程等に抵触しているとまではいえないと考える。

3 第6, 3について

綱紀委員会の議決書の引用部分であり、懲戒委員会の判断ではない。おそらく、綱紀委員会の議決書の17頁前半部分を引用したものである。

ただ、「対象弁護士の弁明（第4・1・(1)・(2)）」というのは意味不明である。括弧書き内の項目は、それぞれ、懲戒委員会の議決書も、綱紀委員会の議決書も、証拠の項目であり、対象弁護士の弁明をどのように理解しているのか不明である。そのようなでたらめな引用を行っていることからすると、対象弁護士の弁明を理解しようとする気がないのであろうか、との疑問すら浮かぶ。少なくとも、議決書の確認はされていないようである。

内容的には問題ないとしても、懲戒委員会の偏向ぶりが垣間見えていると感じてしまう内容である。

4 第6, 4について

ここでは、結論として、令和元年5月頃の時点において、弁護士報酬の説明および委任契約書を作成しないことの合理性は認めうる、と述べており、その結論自体は正当である。

ただ、その理由として、同項の第2段4行目において「売買金額が決まりこれを受領できなければ、・・・合意もできず、弁護士報酬も発生しない。」と規範を立てているにもかかわらず、第3段の1行目からは、「委任者との信頼関係を維持しつつ弁護士報酬の説明や委任契約書を作成するためには、不動産の売買契約の内容がほぼ確定している必要がある」とあてはめ段階では規範が変容している。

この点は、非常に大きな問題となるところ、ここで指摘しておく。

5 第6, 5について

その問題は、5項でも曖昧なまま処理されている。第1段から3段において、「令和元年11月6日頃には、懲戒請求者に対し、弁護士報酬について、適切な説明をすることが十分可能であり、かつその義務があったと認められる。」との結論を出しつつ、

第4段から6段にかけて、委任事務の変化等による説明の困難さの有無、

第7段から9段にかけて、令和2年1月20日に示した内容を令和元年11月6日に説明できたか否か、

第10段から13段にかけて、不動産売買代金受領まで適切な説明ができなかったか否か、

第14段、15段では、委任契約書の作成義務まであったか否か、についてそれぞれ検討しているため、それぞれに分けて論じる。

(1) 第1段から第3段

まず、第2段末尾では、「Bから2億円が支払われれば、・・・可能な状態となっていた。」としながらも、第3段の次文では、「したがって、対象弁護士は、Bとの不動産売買契約が締結された令和元年11月6日頃には、弁護士報酬について、適切な説明をすることが十分可能であり、かつその義務があったと認められる。」としている。代金の支払時点を基準とするのか、売買契約成立時を基準にするのか、全く明らかにしないままに結論を出している。

そして、第2段において、委任事務の内容を4つにしているが、それは全く事実と異なるだけでなく、その内容は全く特定されていない。

①のAの脱退及び清算への対応は、Aとの調停が進行している中、どれだけ妥結のために拠出できるかという原資が全く確定しておらず（2億円の入金も予定されたとしても、組合にどれだけ残せるかは協議未了であり、不明な段階である。）、いつ訴訟移行するか、仮差押えがなされるか、全く予断を許さない状態である（乙9、乙12参照）。しかも、仮差押えがなされると、売買契約は解除され、破産しか選択できない状態になり、当然に妥結は不可能となる。そのようなリスクを抱えた状態であり、委任事務の内容が特定されているとは到

底言えない。

②の A 以外のテナントの退去及び清算、というものには、既に退去したテナント、これから清算金を計算して脱退する組合員たるテナント、未だ退去せずに 3500 万円あまりの立退料を訴訟で請求している C の対応、が含まれる。賃借権確認訴訟からの脱退は、登記移転がなされない限り、賃貸人たる地位は移転しないので、訴訟対応が必要な状況は何ら変わっていない。売買契約締結により、初めて脱退するという選択肢が出てきたが、それまでは、売買を進める時間を稼ぐために訴訟の進行を引き延ばすという問題を先送りにする対応しかできなかった。11月6日の売買契約締結により、初めて、脱退して B に訴訟を承継してもらうという方向が見えたに過ぎない。B の側が、訴訟の内容を精査して、売買契約を撤回するという可能性も対象弁護士の中では捨てきれず、緊張感に変化は生じていない。なお、C 側は、なぜか、登記移転後の請求者の賃貸人たる地位の移転による訴訟離脱を同意しないという態度をとったため、12月23日以降の訴訟離脱もすぐにはなしえなかった。そのような C の対応だけでなく、未だ組合員たるテナントの清算の条件などは原資が見えてこないうちに進めることはできなかったため、11月6日時点では、全く未了であった。仮に、個別テナントの対応を1件ごとに計算するとしたら、その時点では、未だ組合員たる個別テナントとの退店協議は着手すらなしえていないということになる。全く内容等は特定されていない。

③B との不動産売買契約の締結及びその履行、については、不動産売買契約自体は締結していたが、B 側の理解は甚だ不安であり、いつ手付解除がなされるかわからない、という意識は強くあった。しかも、11月6日に受領した手付金は、請求者側の運転資金の不足のため、12月23日の決済までの間に、運転資金に一部充ててしまっていた。B の翻意の場合に、手付解除がなされるとは限らず、錯誤や説明義務不足などを言われた場合には、手付金を返せずに別のトラブルに発展する恐れもあった（乙23参照。手付金を費消したことについて、対象弁護士が B から責任追及されることも想定される状況であった。）。その内容が特定していたとは言い難い。

④懲戒請求者の清算、に関しては、旧日弁連報酬規程に項目がなく、特別清算の項目を参考にそこから減額する、示談交渉に準じた計算を行う、タイムチャージで計算する、など報酬基準の項目から依頼者にとって納得感が得られるように説明することになると思うが、その算定は、資産額が基準となる。本件では、Aとの妥結がされない限り、対象弁護士の想定では4000万円程度の差異が出る。また、資産額は、負債を控除した後の額になるため、各組合員に清算金をどれくらい支払うかによっても大きく変動する。簿外債務の検討も未了である。清算手続についての説明はおよそ不可能と思われる。

その他にも、対象弁護士は、日常業務や資金繰りについてのアドバイスも随時行っていたし、細かく検討すると、Aの退店の立会や、Cによる不法駐車への対応、ほとんどの組合業務をサポートしていた（乙13、乙24、乙25、乙29参照）。

4つに分類するのは雑にすぎるし、内容もそれぞれ相当に不安定で未確定である。到底、報酬について一義的に説明できるような状況は生じていない。

懲戒議決書自体、売買契約成立時点と売買代金受領時点を検討しているのか、混乱が見られる。結論として、「令和元年11月6日頃には、」説明義務があった、としていることから、売買契約成立時点を基準にしていると思われる。

そもそも、「頃」という表現が、11月6日になる前を意味するのか、11月6日の契約締結後速やかに、という意味なのか、不明である。前者だとしたら、売買契約がなされない限り、破産しか選択肢が見えていない状態であり、到底委任事務の内容が特定されていたという状況ではない。後者だとしたら、売買契約だけでは、清算の可能性が見えてきたという変化はあったといえるが、それ以外の状況は特に変化していない。清算の可能性が見えてきた時点でなすべきは、報酬説明よりも、Aの調停対応も含めて、売買によって得られた金員をどのように振り分けるかの検討である。それより先に、報酬説明を事細かに行うような行動をとったら、自分たちがどれくらいもらえるかもわからない中で、なんで弁護士は自分の報酬だけ先に計算するのか、と信頼関係に亀裂が入ることは明らかである。

「11月6日頃」に適切な説明をすることは、不可能であるし、強引に説明した場合には、信頼関係を損ない、事件処理そのものを難航させるため、それを義務ということはできないし、してはならないといえる。

(2) 第4段から第6段

議決書では、対象弁護士が、委任事務の内容の特定が困難であり、適切な説明を行うことが困難であったと主張しているのに対し、「各手続きに応じた着手金（又は報酬）について、算定方法などの基準を示すことは十分可能であったと考えられる。」としている。

そもそも、主題と結論が一致していない。委任事務の内容は特定されており、その適切な説明を行うことは容易であった、という結論が導かれなければならないにもかかわらず、算定方法などの基準を示すことは十分可能であった、という結論付けを行うことは、問いと答えが一致していない。可能であるということと、義務であることは、全く意味が異なる。しかも、～のように示すことは可能であった、といった具体的な説明はない。どのような説明が可能かといった説明はないのである。可能であったから義務である、と強引に言い切っているに過ぎない。

内容においても、問題は多い。「不動産売買契約が締結された時点で、全ての営業設備を失い、」とあるところ、諾成契約という側面からは誤りではないが、代金受領と登記移転がなければ売買契約の履行は終了しないし、そもそも、解除条件が付されており、条件付きのある意味概念的な所有権移転に過ぎない。ここにおける営業設備の喪失は、その後の「清算に至ることが見込まれており」、という部分につながるが、テナントの退店手続きを執り、令和元年5月にショッピングセンターとしての営業を終了した時点で、営業設備は放棄に近い状態となり、清算か破産の選択肢しかなかった。営業可能性があれば内容は浮動するが、営業可能性がないから方針が明確だ、と言いたいようであるが、営業可能性がない中で、どのように組合が終了するか、特に、組合側が最も重要視する組合員への分配金については、何ら方向性は見えていない。「清算に至ることが見込まれており」と安易に述べているが、清算の

可能性が見えて来たにすぎず、至ることが見込まれていたというような確実性はない。「対象弁護士がその全般に関与することが、懲戒請求者と対象弁護士の共通認識になっていたと認められる。」とあるところ、清算のためには、清算の元となる組合財産がある程度確実に計算できるものとならなければならないが、売買契約だけでは、どれだけの財産が組合に残るかは、全く分からない。

第6段では、「Aとの清算が、調停で解決するのか、又は訴訟に発展するのかが不明であったとしても」とあるが、(Aに対する支払拒絶の議決までしている中では) 訴訟の場合には高い確率で仮差押えがなされると思われ、それは即時に破産につながる。仮に破産になった場合には、既に不動産の手付金まで費消していたほどであり、裁判所への予納金すら支払うめどは立たない。調停での解決であっても、Aへの支払により組合にどれだけの財産が残るかが明らかにならないと、清算費用の計算はできないし、Aとの調停中に訴訟の場合の費用を説明するというのはあまりに不自然である。そのような説明を殊更にしようものなら、調停による減額をせずに訴訟に持ち込むつもりですか、と聞き返され、不信感が出るだけである。もちろん、あらゆる手続きについて、訴額などの金額設定をしたうえで、タイムチャージか着手金方式かだけ決めれば、弁護士報酬の算定は可能かもしれない(なお、報酬規程は当初受任の際に示している)。しかし、可能であることは、しなければならないということの意味するものではない。

議決書は、第5段では、委任の目的が手続全般に関与した後の清算であるとしている反面、第6段では、各手続きに応じた算定をすべきとしている。本件における契約構造について、懲戒委員会自体が、整理していない。

11月6日の時点で委任事務の特定が困難であったことは上述した通りである。算定方法などの基準を示すことを現実的にすべき場面ではない。手付金を費消しているほど資金が枯渇していた懲戒請求者に対して、殊更に説明をする意義も薄いものとする。

(3) 第7段から9段

令和2年1月20日に示した内容を令和元年11月6日に説明できたというのが懲戒委員会の結論のようであるが、それはありえないことである。

まず、令和2年1月20日に示した内容は、解任を前提とした、既に終了した業務に対する計算であり、具体的な計算ができることは当然である。それまでの継続的な信頼関係に亀裂が入っており、状況は相当に変化している。しかし、令和元年11月6日の説明義務が問題となっているのは、その後の仕事についての費用であり、将来の費用である。過去の費用を計算できたのだから、将来の費用も計算できる、などというのは異常な暴論である。

その理由として、第8段において、令和元年11月6日から令和2年1月20日までの間、令和元年12月23日に売買代金の決済があったこと以外、受任事件はほとんど進展していない、などと述べている。売買契約成立を受けて、対象弁護士は、①個々の組合員の退店費用などの損害や理事長の退職金など個々の組合員に留保できる金額を計算し、その他の負債の返済費用や、弁護士費用を含む手続費用の計算を行い、Aとの交渉に際し、相当と思われる範囲で最大限組合の利益になる計算をしたうえで、総会において組合員に説明し、大枠の同意を得ている（乙11、乙13）。それまで、返済原資がなく、全く交渉ができず調停を引き延ばすしかなかったところ、すぐに調停による妥決を目指すための内部調整を行っている。そして、調停期日は欠席してしまったが、すぐさま謝罪するとともに（乙16、乙19）、②A代理人弁護士に当該調停期日での獲得目標を尋ねた上、会計帳簿類の提出など明確に数字になっている資料をいくつか提出してもらえればよい、との回答を得て、すぐさま組合に対応を求めている（乙20）。それを受けて、請求者からは、なぜ決算書を出さなければならないのか、などの質問が出て、その法的に認めがたい強硬な主張（乙17、乙18、乙20）から、対象弁護士は解任を予測した。対象弁護士は、それに真摯に回答したが、理解されているか疑問が感じられた。そのため、A側の要望は適正なものではあるが、対象弁護士から請求者に対する口頭の伝達では、A側の要望に請求者が自発的に答えることは期待できないと判断された。とはいえ、調停妥決には必須で

あるだけでなく、Aには債権者として権利性が認められる要望であったため、請求者側の利益も考慮して、A代理人に書面での提示をお願いし、なんとか請求者側に対応してもらおうと企図した。その経緯から、対象弁護士は、令和2年2月4日にA側の要望を文書で受け取り（乙58）、請求者に送付している。調停期日は実質的には空転しておらず、Aとの調停は滞りなく継続していた。以上の2点を無視して、何も進んでいないかのように認定するのは、事実関係をあまりに無視した暴論である。

なにより、組合員にいくら清算費用を分配出来るかは、組合の最も重要な関心事であり、それに対する対価が報酬である以上、請求者が報酬等の弁護士費用を理解して意見を出すことは、懲戒請求者の利益や残余財産等の目処がついて初めて可能となることである。その数字が見えない中で、場合分けをした計算を提示する義務を認定することは、あまりに無理がある。

解除条件が特別に付された不安定な売買契約がなされただけで、その手付金も運転資金に費消している中、支払い原資が未だ得られていない請求者に対して、質疑応答でも出てこなかった報酬説明をすることは到底できない。原資が得られた後のAとの調停期日も未だない状態である。

令和2年1月20日に示した内容を令和元年11月6日頃に示すというのは、不可能である。

なお、第7段において、「対象弁護士は、令和2年1月20日、懲戒請求者に対し、弁護士報酬の金額、内訳及び算定根拠を書面で示している。」としている。懲戒委員会は、ことさらに、これを第一次請求として扱っているが、ここでは、「請求した」という扱いにはなっていない。事実を整理する段階では、対象弁護士の主張通りに提示という扱いになっているが、なぜか、その後は強硬に請求という扱いに変わっていく。念のため、指摘しておく。

(4) 第10段から13段

不動産売買代金受領まで適切な説明ができなかったか否かについて検討しているが、なぜか「しかし」という言葉から、職務基本規程第29条1項の趣旨が、依頼者の自由な意思決定と情報力の平等を実現すること、として

いる。対象弁護士は、それを否定するものではない。

それを受けて、第12段では、直ちに「したがって」とつなげた後、支払能力への配慮は重要だが、それより重要なこととして、委任するか否かの意思決定に資するものでなければならない、としている。支払能力より、委任するか否かの意思決定に資することが重要という点は、正直、疑問である。支払能力を超える報酬説明をしていたら、依頼者は受諾しえず委任は不可能であり、委任するかどうかの意思決定をする余地はない。当事者が弁護士費用を支払えないのであれば（もちろん、様々な配慮が必要ではあるが）、委任の余地はない。

さらには、職務基本規程第29条1項は、「受任の際の説明義務」であり、何らの事件がない状態での受任を想定しているものである。受任途中での説明義務が問題となっている本件に直ちに妥当するものとは言い難い。対象弁護士は、当初の受任の出退店交渉においては説明をしており、委任契約書も締結しており、何の問題もない。その後、事件の方向性や内容が多様に変化していく中での説明義務を考える際に、その規範をそのまま妥当させると、依頼者に対して、弁護士側から、常に仕事を継続するか辞任するかを選択を迫らざるを得ないようなことになる。依頼者の信頼を得て仕事をするためには、時には金銭を度外視して動かなければならないこともあり、過度な説明は、信頼関係を損なうリスクを多分に含む。事件継続中の説明義務としては、委任者の得ようとする利益と、その時点で想定される報酬との関係に相当性があり、かかる報酬に対する依頼者の予測可能性が維持されているかということは重要であるが、それ以上の細かな説明が必要か否かは、個別の事件ごとに考えざるを得ない。事件の継続中に、依頼者が弁護士を断ち切るのは相当な負担であるし、依頼者は弁護士に明白な問題がない限り、無理をしてでも事件処理の継続を希望するのが通常である。その一方で、弁護士費用による想定外の不利益を与えることは許されるべきではない。本件において、報酬の総額については、話に出るたびに、口頭で大枠を示しており、売買契約が成立して方向性が見えてきた時点で、1500万円を超えることはない、

という説明を行って了承されている（乙11）。当初は破産しかないと思われていた中、1億を超える金額を請求者側に残した上で清算が終了した時点での報酬としては、決して不相当な報酬ではない。そして、その予測可能性は常に提供していた。依頼者の支払能力より、常に解任の意思決定の自由を与えるような説明を行うべき、という立論に賛同することは困難である。

第13段では、①「受任の際の弁護士報酬の説明」は、常に、②「経済的利益などが実現したことを仮定して行われるべきものであって」、③「相手方からの支払いを待つて説明を行うことは遅きに失する。」と断定している。①そもそも、ここでいう「受任の際」というのがいつを指しているのか不明である。当初の出退店交渉か、立退き訴訟か、預り金清算調停か、わからない。むしろ、ここでは、令和元年11月6日頃より前に説明しえなかったことはやむを得ないが、令和元年11月6日頃以降は報酬説明義務がある、との結論を導いている部分である。令和元年11月6日に何かを受任したという事実はない。個別の新件はなく、事件処理はずっと継続している。②経済的利益などの実現を仮定して、とあるが、これも個別事件の受任には妥当しうるとしても、11月6日の時点では、Aの妥決金額は明確でなく、委任者の受ける経済的利益は1000万円単位で変動しうる状態である。そもそも、本件は、個別の法的手続きごとに事件を捉えるか、清算業務という全体を一つの事件と見るかによって、検討方法は全く変わるところ（対象弁護士と請求者の合理的意思は、全体を一つの事件と見ているといえる。）、懲戒委員会は、それを明らかにせずに、何をもって一つの事件としているかを検討しないままに論を進めており、何についてどのような説明をしているのか不明な点が多すぎる。個別の事件として考えると、11月6日の時点でどの事件のことを指しているのか不明だし、そもそもその日に個別事件は何も受任していないため、経済的利益の仮定などできない。不動産売買交渉の計算が可能になったにすぎない。全体として考えた場合には、当然、11月6日は受任時点ではなく、清算業務における経済的利益は仮定も困難である。あまりに無理を強いる立論である。③相手方の支払いを待つて説明を行うことは遅す

ざるとのことであるが、それが意味することは、請求者が支払い能力を獲得することを待って説明を行うことは遅すぎる、すなわち、支払能力がなくとも説明をすべき、という意味になる。これが不当であることは上述したが、実質的にも、未だお金がない中で、これだけの報酬になります、との説明を依頼者はどのような気持ちで受け止めるのか。まだお金がないのに、なんでそんな説明をするんですか、という猜疑心しか生まれえないと思われる。依頼者の信頼より、弁護士の報酬確保の方策の方が重要だというのが懲戒委員会の価値判断なのだろうか。報酬説明は、あくまで、依頼者が受け入れることの可能な内容でなければならず、それこそが「適切な説明」の最低限の要求と思われる。

懲戒委員会の立論は、あまりに無理がある。

(5) 第14段、15段

令和元年11月6日までの時点で、「委任事務及び弁護士報酬の内容（算定方法を含む。）を明確に特定し、双方に法的拘束力の生ずる委任契約書まで作成することが十分可能であり、その義務があったと断ずることは困難といわざるをえない。」として、委任契約書作成義務はないとしている。

懲戒委員会は、適切な説明は可能であり義務も認められるが、法的拘束力の生ずる委任契約書までは作成することが困難、としているようである。適切な説明はすべきだが、契約書は作れない、という立論には違和感を覚えざるを得ない。

弁護士の受任は、相談、事件の見通し、委任検討、費用の説明、合意（契約書作成）、という順序をとるのが通常であると思われる。その流れからは、説明と契約書作成は別のようにも思える。

しかし、合意を求めることのできない説明、とは何のために行うべきなのか。そもそも、ここでいう報酬の説明は、契約書の内容の説明に等しい。合意形成もしくは相手の承諾を目的としない説明とは、どのような説明であり、何を目的に行うべきものなのか。何らかの儀式なのか。報酬説明は、あくまで相手の理解を求めるものであり、合意に向けられたものである。懲戒委員

会が何を求めているのか、全く不明である。

委任事務の実現には、A との清算が調停で解決するのか、訴訟に発展するのか等不確定要素が多かった、というのは、対象弁護士がずっと主張していることである。それを受けて、議決書は、「委任事務及び弁護士報酬の内容（算定方法を含む。）を明確に特定し、双方に法的拘束力の生ずる委任契約書まで作成すること」は困難と結論付けている。内容の特定まで困難としているのか、委任契約書の作成が困難とする理由として示しているのか不明だが、いずれにせよ、内容の特定を困難としていることは確かである。内容の特定が困難であるにもかかわらず、その説明をしなければならない、というのはどういう立論なのか。

委任契約は、諾成契約である。合意ができれば、契約書がなくても契約は成立する。懲戒委員会の費用の説明はしなければならないが、契約書までは義務ではない、という結論は、合意を必要とするのか、説明だけすれば足りるのか、それも不明である。契約書は、合意を书面化するものであり、合意とほとんど同義と思われる。とすれば、説明だけすれば合意がなくてもよい、ということになるが、果たして、そのようなことが、弁護士の義務として求めるべきことなのか。

懲戒委員会の結論は、あまりに理解しがたい。

6 第6, 6について

第6項においては、「令和元年11月6日頃まで」の適切な説明の有無を検討している。第5項において、委任契約書の作成までは無理があるが、適切な説明をすべき、との不可思議な規範を検討しているようである。

ただ、第2段では、11月26日の総会の場合の説明（乙11）を持ち出しており、11月6日頃以降の事情を検討材料としている。11月6日頃までの説明義務を論じている中で、その趣旨が不明であるが、おそらく、対象弁護士が折に触れて報酬の説明をしていると主張している中、その主張を事後的に補強する事情として挙げたものと思われる。懲戒委員会は、対象弁護士が概括的な説明をし

ていたことは、優に認めているようである。

しかし、第3段の「しかし、」以降の規範定立とあてはめは、何ら具体的な事実や、本件の事情に触れることなく、一般論に触れるだけで、第5段の「したがって、」という結論につながっており、内容を見ても、何を検討しているのか不明である。しかも、ここでの認定は、それを前提としてその後の論を進めているだけでなく、最終的には、説明義務違反による職務基本規程第29条1項の違反に、事情を加味して戒告の結論を導いている。最重要部分といえる。

結論として、「口頭で総額を述べるだけでは全く不十分であり、書面、メールなどの文字情報で説明すべきであった。」としている。対象弁護士が、口頭で総額については折に触れて説明していることを前提に、それでは不足しているとの結論である。口頭での説明を不十分とするためには、書面化が必要との結論が必要となったのであろうか、契約書は作成しなくてもいいが、説明を書面化しなければならないという結論には違和感しかない。

ここでも、事件の単位を清算業務でなく、個別の事件ごとと考えているようであるが、その争点について、懲戒委員会は、一顧だにしなかった。全体の清算業務と捉えていたのが対象弁護士の意識であり、当事者の意志であると考えているが、懲戒委員会は、頑なに個々の事件単位で考えているようであるところ、それについては一切理由の説明はない。

そして、懲戒委員会は、本件における報酬説明の適切さについて、①依頼者が協同組合であって協議による意思決定が必要である（依頼者の属性）、②受任事務の内容は複雑かつ多岐にわたる（受任事務の内容）、③弁護士報酬は、少なくない金額で、かつ前提を場合分けした説明が必要な事案であった（弁護士報酬の内容）と検討した結果、「その内訳及び算定方法の説明が不可欠であり、単に口頭で総額を述べるだけでは全く不十分であり、書面、メールなどの文字情報で説明すべきであった。」と断じた後、適切な説明がないと結論付けている。

そもそも、その規範が適切か否かは大いに疑問である。

①について、依頼者が協同組合でなくとも、法人なら取締役会や株主総会、個人であっても影響を受ける家族など利害関係人による協議は事実上必要であり、

協同組合であることから、強い説明義務が導かれる根拠はない。もちろん、全ての場合で、意思決定には熟考の機会を与えなければならず、即時の判断を求めるべきではなく、そのタイミングは依頼者の属性によって変化すると思われる。なお、本件では、11月6日の売買契約を受けて、それを前提とした金銭の振り分け等について検討し、11月26日に速やかに総会の場での説明も行っており、協議を経たうえで個々の組合員の疑問がないことも確認している。適時の説明は行っている。

②について、受任事務の複雑さは、説明義務を強くするものとは思われない。書面による説明を求める根拠としていると思われるが、そもそも、依頼者が求めている報酬説明を書面でことさらに出すべきかは疑問であり、安易に義務として捉えるべきではない。その後何らかの事情の変更があった場合には、余計にトラブルの原因になりかねず、細かな説明をことさらに書面で行うことは、お金の細かい印象を依頼者に与えるだけでなく、報酬確保に腐心している印象を与えかねない。また、事件が複雑であるほど、依頼者は、それを理解しようとするより、弁護士の専門性に任せる傾向もある。もちろん、依頼者の属性に応じて必要な説明を尽くすべきであるが、説明が過度に渡ると、そのような難しいことを任せたいから委任しているのである、それを理解できるようなら自分でする、理解できないことをいちいち説明しないでほしい、といった不満につながることもある。上場企業が依頼者であれば、書面による細かな説明をすべきことが基本と思われるが、本件において、組合員は、それぞれ、町の個人の商店主が中心であり、難しいことを嫌う傾向が強い。それぞれにどのような利益が残り、費用がどれくらいで収まるのか、が最低限の説明として必要と思われるが、質問もない中で、その費用の計算を書面ですべきというのは、状況的に無理がある。そのような説明書面を作るよりは、少しでもAへの支払が少なくなる知恵を絞ってくれ、と言われる場面である。事件が複雑であることは、直ちに、説明義務を強めるものではないし、書面での説明を必要とするものとはいえない。

③について、弁護士報酬の多寡自体は、説明義務の必要性そのものに影響するか疑問である。報酬が多いか否かは、相当な範囲内であれば主観の問題であり、

当事者の経済活動規模にもよる。5000円の相談料を高いと感じる人もいれば、月額10万円の顧問料を安いと見る人もいる。なお、本件では、当初は破産を考えていた中、数々の法的手続きを処理し、リスクのある不動産を2億で売り抜け、請求者が預り金や手付金まで費消していく中、当事者に1億以上の分配ができるところまでの処理をしており、当事者の持ち出しがほとんどないことに鑑みると、1500万円を上限とするという説明、1000万円以下の報酬計算は、決して多額とは言えないものと思われる。いずれにせよ、弁護士報酬が多いことは、直ちに説明義務を強めるものではない。また、書面での説明については、「適切な説明」の内容をなすものと思われるが、必ずしも契約書作成に先行して必要とされるべきものではない。契約書の段階で書面化されれば足りるというのが通常であり、ことさらに契約前に書面化しなければならないものではない。

前提に場合分けが必要な事案であるから、説明すべきであるし、書面化すべき、という部分はよくわからないが、前提に場合分けが必要としている時点で、事件の内容は固まっておらず、報酬計算すべき基礎事情が不明確ではないかと思われる。どのような場合分けを想定しているのかわからないが、Aの対応などを想定しているとしたら、あまりに無理がある。Aが訴訟対応に移行した場合には、1億1000万円の支払を余儀なくされ、仮差押えが入った場合には、破産の選択になる。その場合を当事者に書面で示せというのは、不信感しか生まない。Aの対応によっては、1億数千万を残すか、破産になってしまうか、という場合分けになる。ことさらに、最悪の場面を想定して書面で当事者に渡せ、というのはあまりに無理がある。弁護士に対する信用など霧散する。

以上、第6項の懲戒委員会の議決書の内容は、判断としてもあまりに不適切といえる。

7 第6, 7について

ここでは、なぜか、違反が確定されているが、当罰性を検討するとしつつ、事情を列挙している。なお、第2段2行目の「受任後の事情」というのは、解任後の事情、の誤植と思われる。失礼ながら、議決書は、精査されているとは考え難い。

(1) 不利な事情

ア 『報酬説明義務は、基本的かつ重要な義務である。』（ここでは、引用ではなく要約のため、二重括弧とする。）

これは、弁護士職務基本規程にも記されたものであり、本件の事情といえるものではない。前項で違反を断定していることから、それが重要であるといいたいと思われるが、その断定がおかしいことは上述の通りである。さらに、説明義務は、一義的に定められるものではないし、適切か否かは、相対的な判断であり、よほど明確な違反でない限り、そのように絶対視しうるものとは言えない。単なる一般論の記載、もしくは、二重評価である。

イ 『報酬の争いが500万円から1000万円の間であり、少なくない。』

懲戒委員会は、請求者が主張する500万円について、裏付けもなく根拠も乏しいとしている。にもかかわらず、争いの実質の最低限が500万円と捉えているのは理解しがたい。また、少なくないかどうかは前項で述べたとおりであるし、なぜ、相当額の範囲での争いが、対象弁護士の不利になるのか。

ウ 『報酬の請求方法及び預り金の精算方法が不適切である。』（ここでも「受任後」は解任後の誤植と思われる。）

これについては、後述する。

エ 『結果として紛議調停2回、民事訴訟が行われ、3年半以上にわたる長期かつ深刻な紛争を惹起し、未だ解決を見ていない。』

なぜ、「結果として」と結論のみの記載をしながら、これを対象弁護士に一方的に不利な事情として挙げるのであろうか。結果を全て対象弁護士に帰責するという論理は不当極まりない。対象弁護士からの請求額が高額ではない、と後述しているにもかかわらず、高額でない報酬の紛争の責任が対象弁護士にのみ帰責されるのか。また、「惹起し」とあるが、なぜ、対象弁護士が引き起こしたという評価になるのか。対象弁護士は、懲戒委員会議決がある時点で、出退店交渉以降の費用を一円も受領していない。にもかかわらず、500万円に固執して、請求者は一切交渉に応じていなかった。紛議調停を打ち切っているのも、全て請求者側である。なぜ、対象弁護士が引き起こした、とされているのか。

言葉は乱暴になるが、いい加減にしてほしい、というのが対象弁護士の偽らざる本音である。

(2) 有利な事情

ア 『受任事件は、拡大・発展しており、報酬説明のタイミングを計ることが困難な事案であった。』

これは、その通りである。にもかかわらず、前項で、報酬説明の適切なタイミングを示すことなく説明義務違反を認定していることが疑問でならない。

イ 『請求者の500万円という主張に裏付けがなく、そのような根拠の乏しい主張に固執したことが紛争の長期化・深刻化の一因になったと考えられる。』

これも、その通りである。にもかかわらず、紛争は対象弁護士のせいにされている理由がわからない。

ウ 『令和元年11月の総会において、総額1500万円との説明をしており、全く説明をしていなかったわけではない。』

その説明のタイミングと内容の適否の点で、強引に説明義務違反を認定しているようであるが、上述の通り、これ以上の説明は困難であった。

エ 『対象弁護士は、解任されるまで、拡大・発展する受任事務を的確に遂行したと認められる。』（第2文は省略。）

これは、弁護士にとって最も重要な事柄である。本件において、請求者側に実損は一切ないばかりか、望外の利益を得ているとさえいえる。これは、最大限に考慮していただきたいと考える。

オ 『対象弁護士が、令和2年1月20日以降に請求した弁護士費用が、不当に高額とは認められない。』

これも、非常に重要な事柄である。対象弁護士は、業務を適切に遂行し、適切な範囲での報酬を求めているに過ぎない。本件は、完全に形式的な問題に過ぎない。ちゃんと仕事をして、適切な報酬を希望した、ただそれだけであるのに、請求者側がそれを否定して本件に至っている。そして、懲戒委員会は、対象弁護士を処罰すべき、と結論付けているが、理解しがたい。そのように有利な事情を認定しながら、当罰性を肯定するほどの説得性は本議決書にはない。

第8 懲戒事由2および3に対する判断

1 第7, 1について

第1項では、「第一次請求ないし第三次請求は、内訳の費目や金額も変え、しかも請求額を少額とは言えない金を増額している。」という点についての対象弁護士の弁明を検討している。

(1) そもそも、「請求」はしていない。

対象弁護士は、委任契約書の作成がなしえないままに解任に至ったことは自覚しており、その場合、判例その他の規範によると、まずは当事者の協議によって決すべきであり、協議が整わない場合には、紛議調停を経て、それでも解決がない場合には、裁判所が適切な報酬額を決定するという事になっている。

そのため、対象弁護士は、まず協議を行うために、計算根拠に詳細な理由を付して、金額を提示したのである。「請求」という語は、一度たりとも使用していない。形式的に、「請求」と受取られる余地はない。

実質的にも、多額の預かり金がある中、「請求」という趣旨があるとしたら、直ちに対象弁護士は相殺により領収が可能な状況であったが、そのような行為はないし、協議が整わない中、そのような行為をする気配すら見せていない。

そして、対象弁護士は、金額提示に対する請求者の対応をずっと待っていた。「請求」は、一方的な行為であり、相手の対応を待つというものではないが、対象弁護士は、相手の同意がないと領収できないという前提で行為しており、相手との協議による合意を一貫して求めている。

さらに、対象弁護士による金額提示は、数ページにわたり詳細な提示理由を付している。これは、協議に資するためであり、通常、請求書に付するものではない。請求の場合、別途の明細書をつけるか、既に合意されている金額であるため明細をつけないか、いずれにせよ、細かな費目が計上されているとしても、理由を付するようなことはない。あくまで、対象弁護士が提示したのは、報酬説明書にすぎない。

(2) 便宜上、令和元年1月6日からの時系列を示す。

- ①令和2年1月6日、懲戒請求者より弁護士費用の「算出」を求められる。
 - ②1月20日、1回目の提示を行う。
 - ③2月4日、A代理人より資料提示の要請書が届く。
 - ④2月13日、対象弁護士が解任される。
 - ⑤2月19日、懲戒請求者が、急に500万円の合意を主張する。
 - ⑥2月21日、500万円の合意がないこと、1回目の提示で合意できないのであれば、再提出することを通知する。
 - ⑦3月4日、1500万円を留保して、1億7635万円あまりを返還する。
 - ⑧3月9日、金額についての回答を催促。3月13日までに連絡なければ、金額を撤回して再提出する旨告知。
 - ⑨3月17日、2回目の提示を行う。
 - ⑩4月8日、懲戒請求者が第1回目の提示の受諾の意思を示す。ただ、調停の成否について虚偽の記述があり、対象弁護士の欠席を批判する文言も付されている。
 - ⑪4月14日、懲戒請求者が再び500万円の主張。同時に、調停欠席に対する批判も付されている。
 - ⑫5月13日、懲戒請求者側からAとの7500万円での調停成立の報告。ここでも、調停欠席についての批判が付されている。また、紛議調停の提起も予告されている。
 - ⑬5月15日、7500万円という妥結額は、対象弁護士が提示していた金額であることを指摘。
 - ⑭5月20日、紛議調停申立。
- (3) 「第一次請求」と呼ぶ金額提示は、令和元年1月6日に懲戒請求者から「費用の算出」を求められたことに対して、同月20日に出したものである。この時点では、解任に至る覚悟はあったが、解任はされていない。今後の業務継続の可能性は残されており、「相当に抑制的」な提示であることも告げている。また、その内容は、正当な計算に対して、こちらの側から割合的に減額処理を行っての計算である。本来的な金額でないことも明示されている。

「第一次請求」の後、解任までの間、対象弁護士は未だ代理人としての行為を余儀なくされていた。にもかかわらず、懲戒請求者は、一度、500万円の合意を根拠なく持ち出してきたのみで、対象弁護士の金額提示に対する対応は、一切なかった。ことさらに、対象弁護士が期日に欠席してしまったことを持ち出してくるのみであった。対象弁護士は、2度返答を催促し、期限も切ったが、返答はなかった。

そのような状況だったので、第1回目の提示から約2か月後の3月17日に第2回目の提示を行った。その約20日後に、既に撤回された第1回目の提示額なら受諾する旨が告げられたが、同じ書面で、調停期日欠席の批判がなされているだけでなく、調停成立の見込みがないかのような調停の進行についても虚偽の記載があった（資料さえ出て問題なければ、1, 2回の期日で調停が成立する可能性があることを対象弁護士は理解していた。）。調停についての報酬が発生する可能性があることから、虚偽の進行報告をして、調停報酬の請求を避けようとする意図がうかがわれた。

なお、1回目の提示と2回目の提示で変化しているのは、不動産売却等を独立して扱ったことによるものであり、その他の訴訟などの法的手続きについての金額は変化していない。不動産売却については、第1回目の提示において、仲介業者との交渉により明確に300万円以上の利益を生み出していること、それらを独立に扱うと高額になることから慮ってコンサルタント費用としてまとめた、と明確に記載している。「増額」と一方的な言い方がされているが、ことさらに減額していた項目についての減額幅を減少させたというのが実際である。

また、解任前には、業務継続の可能性があり、解任されるとしても、費用のトラブルを避けることで新たな代理人にスムーズに業務を移行すべきと考えたため、時間と手間、事務所維持費用等を考えた上で、真に最低限の金額として提示した。その後は、請求者側の無回答、解任手続の不手際による業務の発生、一方的な非難的な連絡、解任、といった事情が介在している。自粛的な要素が減少する程度は、やむを得ないのではないかと考える。

懲戒請求者は、対象弁護士の提示についての意見は何一つ述べたことがなく、一貫して協議を求める対象弁護士の要望を無視しつつ、一方的に調停欠席の批判だけを繰り返していた。なんとか、協議のテーブルについてもらわないといけないという状況だった。さらには、Aとの調停が成立しそうだを見るや、その進行について虚偽の報告をし、調停欠席の批判を繰り返すことで、調停報酬を避ける方策に終始していた。もはや、何らの誠意を感じることはできず、対象弁護士としても、紛議調停に移行することはやむを得ないし、第三者の関与が必要な状況だと認識していた。

なお、懲戒委員会は、それらの提示額が、「不当に高額とは認められない。」としている。

(4) 紛議調停での提示が「第三次請求」とされている。

しかし、これは、紛議調停委員から、改めて、現時点での報酬額を提示するように、と求められて提出したものである。調停の場において、協議を期待していたが、協議や説得をするかどうかは調停委員次第であり、場合によっては、一方的な減額による妥決を迫られる場合がある。その観点から、通常、調停委員に対する提示額は、一定の減額ありきで提出するのが通常である。それまでの金額提示と同列に扱うべきものではない。

さらには、2回目の金額提示の後、Aとの調停が対象弁護士が予測していた通り、2回程度の期日で7500万円で妥結しており（乙41）、対象弁護士の報酬請求の根拠となる事情変更があった。2回目と3回目に変更しているのは、その点のみであり、他の項目や内容は何ら変化させていない。減額幅について検討することも考えたが、早期の調停妥決のため、それについては再検討しないこととした。

紛議調停は、第1回期日の終了時に、800万円で調停委員会案が出され、双方検討することとされた。対象弁護士としては、紛議調停委員会の検討を尊重し、妥結する予定で第2回期日に臨んだが、冒頭において、懲戒請求者が不調を申し出たため、対象弁護士は第2回期日において、不調を告げられただけで終了した。

(5) 懲戒委員会は、対象弁護士の行動だけ拾い上げ、それをことさら否定的に構成しているが、対象弁護士は、判例その他で確立された準則に従って、協議による妥決を指向していたに過ぎない。

懲戒請求者の行為について、綱紀委員会では、500万円のやり取りがあったかは疑問と言わざるを得ない、としつつ、最後の理由部分で、対象弁護士が500万円の主張について明確に否定できない状態になっている、などと矛盾した認定をしている。懲戒委員会では、その500万円の主張について、根拠の乏しい主張に固執、としているが、その他の懲戒請求者の行動は、一切検討しようとしなない。

対象弁護士の行為や、金額提示は、一方的に行ったことはない。全て、懲戒請求者とのやり取りの中で行われているものであり、その中から、対象弁護士の行為だけを取り上げて、それを否定的に扱うのは偏向以外のなにものでもない。上記の500万円については、請求者側の根拠の乏しい主張としてそれが紛争がこじれる原因になっていると扱っているが、その他の対応については、一切検討されていない。懲戒請求者の紛争のこじれにつながる行為は、決してそれのみではない。

本件紛争のこじれは、懲戒請求者の行動によるところが相当に大きいということをご理解いただきたい。

(6) 以上の通り、対象弁護士が行ったのは「請求」ではなく提示に過ぎない。また、「増額」とされているが、減額幅の変更と評価すべきである。懲戒請求者代理人とのやり取りも、時間軸にも配慮したものであって、最善の対応とまではいえないとしても、報酬問題について協議が必要な関係性の中で、特に問題としなければならないものではない。

2 第7, 2について

第2項では、877万円余りを預かり金とした点について、懲戒請求者が何らかの法的手続きを執らざるを得なくなった、という点について述べている。

第2段で述べられている通り、預かり金の全額返還は、その後すぐさま懲戒請求者が清算手続に入ることを考えると、弁護士費用を放棄することを意味する。

議決書では、「報酬額として」と記載されているが、対象弁護士は、報酬額として確定しているという認識は全くないし、述べたこともない。裁判所で適正な報酬を決定することになると、それを大きく上回る金額が認定されることも想定していた。反面、調停などの場合には、一定額を返還する可能性があることも認識していた。「報酬額」としてではなく、想定される適正報酬の中間値になりうると考え、互いに最も影響の少ない金額として預り金として留保したのである。

そして、紛争がこじれた際には、どちらかからはともかく、最終的には法的手続が必要になる。ただ、それを著しい負担として、対象弁護士に一方的に帰責するのは判断として不当である。法的手続を執らなければ費用を得られないのは、対象弁護士も同様である。1年以上かかりっきりになった仕事で、数百万円を下らない費用について、対象弁護士は全く事務所経費にも使えず、塩漬けにせざるを得なくなっていた。

懲戒請求者には代理人が付いており、対象弁護士にも代理人選任権はある。訴訟に移行した際に、どちらかの負担が重いということはない。実際に、対象弁護士も代理人を選任している。手続きが続くことの負担は平等である。

また、前項で述べたが、紛争のこじれは、懲戒請求者の対応によるところが大きいのではないかと考える。懲戒請求者は、対象弁護士の主張について、一度も正面から対応したことはない。

さらに、令和2年の紛議調停についても、自ら提起しながら、第2回期日の冒頭で不調を申し出るなど、何ら協議や調整をするという行動がない。

預り金の返還および留保は、状況からやむを得ないものといえるし、紛争の長期化については、懲戒請求者の行為による部分も大きく、一方的に対象弁護士に帰責すべきではない。

3 第7, 3について

第3項では、対象弁護士に対する批判的な内容が列挙されている。

- (1) まず、「対象弁護士の意思はどうであれ、意思表示を受領する懲戒請求者が弁護士報酬を「請求」されていると認識することは十分に理解できる。」とされている。

確かに、懲戒請求者が作成した懲戒請求書では請求という語が用いられているが、対象弁護士が請求という語を用いていないことも確かである。この点について、懲戒委員会は、懲戒請求者に対し、「請求」と認識したのか、金額の提示と認識したのかの確認は取っていない。懲戒請求者の意思を確認せずに、「請求」と認識したものと一方的に決めつけている。

これが、「請求」でないことは、上述の通りである。

(2) また、「対象弁護士自身も報酬額決定の基準を決めあぐねている」と述べられているが、これも一方的な批判である。

そもそも、弁護士費用というのは、一義的に決められるものではない。まず、人によって異なることから、日弁連の報酬基準は撤廃されている。そして、一定の報酬基準を用いたとしても、報酬基準には一定の幅が設けられている。「減額することができる。」、「準ずる。」、事案の複雑さによって「増減額することができる。」といった記載が通常である。また、あくまで「基準」であって、それを参考として決するというものである。関連事件を主要事件に含ませるか、独立した業務として扱うか、それも事件の性質によって異なる。弁護士費用の算出は、事件をどのように理解し、解釈するかという判断を経る必要があり、一義的に決まるものではない。

対象弁護士は、決めあぐねていたのではなく、自肅的にあえて独立した業務として扱わなかった業務について、通常あるべき独立した計算を行ったものである。もちろん、対象弁護士の計算も絶対性があるものではない。それを前提とした協議によって調整されるべきものである。

議決書は、「経営コンサルタントの報酬の下限が月額20万円であるとする根拠は薄弱」、「月額20万円の報酬を請求されると想定して対象弁護士に一連の事務を相談・依頼することは困難である。」としているが、それこそ根拠がない。対象弁護士は、組合の営業終了前後から、組合に維持・運営に関わる全ての事務について対応している。上場企業の社外取締役の平均報酬は663万円（2018年度、東京商工リサーチ）であり、中小企業でも200万円から400万円とされている。社外において経営全般に対し即時に判断し対応する業務として、20

万円というのは下限に近いとみてよい。しかも、当時の懲戒請求者は、営業終了前後の非常事態であり、どのような問題が生じるかわからない状態であった。懲戒委員会の論こそ、全く根拠がない。

- (3) さらに、議決書では、1回目の提示を行い、それを撤回して、2回目の提示を行った後、懲戒請求者が1回目の提示額なら受諾するとの申出を拒絶したという点を「あまりに高圧的で不相当な交渉態度」としている。

その前後の状況は上述の通りであるが、一定の事情変更があったことや、懲戒請求者の対応に疑義があったことに基づくものであり、そこまで強い言葉で批判されなければならないものではない。懲戒委員会の判断は、提示額の撤回を許さない、という方向性であり、それを前提とすると、報酬協議においては、減額することしか許されず、常に高額の提示から始めなければならなくなる。それが早期解決を妨げることは言うまでもない。協議を前提とした金額提示は、一定の範囲内で、変更すべき理由がある限りにおいて、許容されなければならない。

さらに、議決書では、「受任するに当たり弁護士報酬を適切に説明し、委任契約書を作成する義務を怠っていた前提においては、」との前提も付されている。懲戒委員会の前項での結論は、委任契約書作成がなしえなかったことはやむを得ないが、適切な弁護士報酬の説明義務はあった、というものであるが、なぜか、委任契約書作成義務違反が前提として急に登場している。報酬の適切な説明の有無については、上述の通りであり、そのような前提をもって、他の事実の評価に用いるのは不当である。

- (4) ここで、便宜上、第1回目の紛議調停以降の時系列を示す。

- ①令和2年5月20日、紛議調停申立。
- ②7月2日、紛議調停委員会に金額提示。
- ③7月21日、紛議調停第1回期日。
- ④8月19日、紛議調停不成立。
- ⑤令和3年1月5日、預り金877万円あまりを控除した622万円あまりを返還。
- ⑥1月31日、懲戒請求。

- ⑦令和4年1月19日、綱紀委員会議決。
- ⑧4月26日、懲戒委員会審尋。
- ⑨9月30日、紛議調停提起。(対象弁護士から)
- ⑩令和5年3月30日、紛議調停不成立。
- ⑪5月25日、民事訴訟提起。(懲戒請求者から)
- ⑫6月1日、懲戒委員会審尋。議決。
- ⑬7月24日、戒告の通知。
- ⑭8月8日、民事訴訟和解成立。

(5) 以上の流れであり、懲戒請求者は、一度目の紛議調停以後は、懲戒請求と民事訴訟を提起したのみであり、第2回目の紛議調停は、懲戒委員会の強い示唆があり、対象弁護士の側から提起している。

第2回目の紛議調停では、(第1回目の紛議調停委員会案が800万円であったにもかかわらず)627万円というあまりに不当な調停案が紛議調停委員会から示された。その内容は、判例の基準に照らしても不当な内容であり、一方的に懲戒請求者の利益になる内容であった(令和5年4月7日付報告書添付資料8参照)。

それにより、不調になろうとしたところで、懲戒請求者から、それを上回る提案があったが、それを検討している間に、その提案があった当日に紛議調停は不調とされてしまった。

当該紛議調停委員会案については、令和5年3月22日付の紛議調停申立人主張書面において詳論しているため、ここでは割愛する。

対象弁護士は、紛議調停において、調停成立に向けて努力は尽くした。それぞれ、対象弁護士が不調にしたものではなく、どちらも、打ち切られて終了している。

4 第7, 4について

第4項では、預かり金として、877万円余りを保管していることを批判している。

その理由として、「仮に、対象弁護士の正当な報酬額が上記留保額を下回れば、

対象弁護士はその差額分を事件終了後も返還していないことになる。」と述べているが、逆に、正当な報酬額が留保額を上回れば、懲戒請求者は事件終了後もその差額分を支払っていないことになる、ということになる。あまりに一方的な見方での批判である。

上述のように、預かり金額は、中間的な金額として検討した金額である。不当なものではない。

第2段では、預り金のせいで、懲戒請求者が法的手続を執らざるを得なくなった、と述べているが、上述の通り、それは対象弁護士の負担でもあり、一方的に懲戒請求者が正しく、対象弁護士が誤っているかのような立論は成り立たない。

5 第7, 5について

結論において、不当であることは、これまで述べたとおりである。

第9 その他

1 説明義務を尽くしていたこと

対象弁護士は、説明義務は尽くしていた。

懲戒委員会は、請求者が求めていなくとも説明すべき、という立場のようである。もちろん、請求や、契約書締結など、報酬額を確定させる場面であれば、その内容については、依頼者の求めがなくとも説明は行うべきである。

しかし、本件において、個別事件ごとに事件をとらえた場合、Cからの3500万円余りの立退料請求があった時点で、ほどなく運転資金も尽き、個別事件ごとの清算をしていたら、不動産売却まで至らずに請求者は破産することになっていた。なお、破産事件になった場合には、Cから回収した滞納賃料を下回る額で破産事件を行うことを想像しており、そうならないためにも、不動産売却等によって請求者の資金を増加させ、清算方向に持っていくべきというインセンティブにもなっていた。破産か清算かにより、支払能力は大幅に変わりうるし、その支払い能力の範囲で適正費用を協議しなければならないという認識であった。

その意味で、本件において、個別事件ごとの清算はすべきでなく、一連の清算ないし破産事件として事件単位を考える必要がある。

清算事件と考えた場合、清算の規模が判明するためには、負債を確定させなければならず、Aとの妥結が不可欠である。

よって、本件において、報酬の説明が可能となるのは、Aとの妥結、どんなに早くとも、Aとの妥結の可能性が見えてきた段階、ということになる。結果、Aへの提案内容を検討できる段階において、請求者には報酬の総額は説明しており、質疑応答も含めて、請求者の要求には答えている。

一方で、それまでの間も、報酬の大枠は事あるごとに示しており、それは、請求者担当者とのやり取りにも現れている。

ただ、事件の方向性や残余財産が全く見えない中、大枠を示す以上に細かい説明は不可能である。事件の先が見えない状況下で、安易に報酬説明をすることは、その後の状況変化により、容易にトラブルに発展する。

対象弁護士としては、必要な限りにおいて、可能な範囲の説明は十分に行っていたといえる。

2 報酬交渉が適切であったこと

本件では、報酬交渉の適否が問題視されている。

そもそも、本件における報酬交渉は、解任後になされているのであり、事件受任中のトラブルではない。事件受任中は、依頼者は事件の行く末も含めて不安を感じる中、弁護士を頼らざるを得ない状況にあり、弁護士と対等の交渉は期待しえないが、本件においては、解任後の交渉であり、請求者には、代理人もついている。あくまで、事後的な、対等な関係での交渉である。

その中で、対象弁護士は、内容を示して、最初は特別に低い報酬額を提示し、トラブルを避けるよう努力した。しかし、請求者が全く返答をしないまま、受任事件の引き継ぎも満足にされず、対象弁護士の非難に終始する状況下では、一定の協議が必要になると認識せざるをえなかった。そこで、早期妥結ができなかったこと、協議により増減額がなされうるであろうこと、協議の対応を促進しなければならぬこと、Aとの調停の結果が出た場合にはさらに額が変化するため早期に解決することがお互いの利益になること、といった観点から、減額幅を縮小

しての金額を提示した。

にもかかわらず、対象弁護士への期待は全く裏切られ、請求者は虚偽の事実を述べるだけでなく、対象弁護士の非難を続ける状態で、何も状況は変わらなかった。むしろ、請求者の側が協議をことさらに避ける態度を続けることで、妥結は遠ざかったと感じた。請求者が、既に撤回された最初の提示額を了承したことを拒絶したことは、請求者側の虚偽が明白であり、調停報酬を避ける趣旨と理解したため、それも明らかにしたうえで整理する必要があると感じたことによる。

その後の、紛議調停は、既述の通りであり、請求者申立にもかかわらず、請求者が第2回期日冒頭で不調にした。

預り金については、一切請求者からの返還要求がなかった中、すべて任意に返還している。独立口座で管理しており、預り金の処理としては適切である。一定額を留保したことを懲戒委員会は非難しているが、対象弁護士には法的に認められるべき一定の報酬請求権がある。その法的権利をあまりにも無視するものである。

その後の紛議調停は、懲戒委員会の事実上の要請により提起したが、紛議調停員により、急に打ち切られた。

訴訟については、対象弁護士が意識的に報酬請求権を時効にかけたことで、請求者は提訴リスクがほとんどないことからなされたものであり、提訴せざるを得なかったというものではない。

以上に加え、対象弁護士は、適切な交渉の途を閉ざしたことはない。請求者が、交渉を避けて、本懲戒手続も含め、適切な議論以外の方法で対象弁護士に圧力をかけ続けたというのが実際である。相手を批判することで相対的にこちらの立場がよくなるというような矮小な考え方ではなく、交渉手続というのは交渉当事者の相互作用によって生じるものであり、本件における請求者の交渉態度はあまりにも問題を感じる。その中において、対象弁護士は終始理性的に対応しており、交渉としては、適切である。

3 懲戒委員会の進行が著しく懲戒請求者を利するものであること

- (1) 福井弁護士会の「懲戒委員会及び懲戒手続に関する会規」第22条においては、懲戒委員会は、6か月以内に審査を遂げて議決を行うものとする、との規定がある。特別の事情がある場合という留保はあるものの、これは、懲戒手続中には単位会の変更が制限されるなどの不利益があるほか、対象弁護士が不安定な状態に置かれる不利益に鑑みての規定である。

本件では令和4年3月頃には懲戒委員会に係属しており、議決はその1年3か月後である。規定の倍以上の時間をかけている。本件は、事案が複雑な面はあるが、綱紀委員会を経て事案の概要は整理されており、懲戒委員会において特別な事情があったとは考えられない。

対象弁護士の不利益を顧みない懲戒委員会の対応の一つである。

- (2) その長期間の審理において、対象弁護士は、執拗に懲戒委員会から民事的解決を求められた。

令和4年7月14日には書面で「報酬問題の解決に向けて早急に対処の上」、と明示的に求められただけでなく、主査から代理人には何度も架電で解決の状況を探ねられた。それを受けて、対象弁護士は、紛議調停を提起することとなった。

結果、紛議調停員会は、過去の紛議調停の提案から2割以上減額した金額を一方的に提示し、その金額での妥結がないならば、とその後の当事者の提案を検討する間もなく不調で終わらせた。

その後の、令和5年6月1日の懲戒委員会審尋では、一方的に、対象弁護士に対し、なぜ妥結しなかったのかとの糾弾が続いた。

その後の解決等の状況が、懲戒判断における情状になるとはいえ、あまりに強く一方的な民事的解決の強要、しかも、対象弁護士が一方的に折れるべきとの論調での非難は、中立性を微塵も感じさせないものであった。

- (2) 本件での懲戒請求者側代理人は、直近年度の福井弁護士会会長である。

「懲戒委員会及び懲戒手続に関する会規」第15条7項では、「本会の会長及び副会長」は代理人になることができないと明記されている。懲戒請求者代理人は、この規定を意識してか、懲戒手続のみ代理人とはなっていないが、その前後の紛

議調停手続、民事訴訟、全てにおいて代理人として行為しており、実質的な関与があり、書面作成などを行っていることはおよそ明らかである。

代理人制限規定は、他に懲戒委員や事案に関与したものを含んでおり、その趣旨は、会長に対する忖度が生じるなどして審理が影響を受けることを避けることにあり、単なる形式規定ではなく、実質規定と考えられる。その趣旨からは、懲戒手続の前後において単体会会長が代理人となっていることは十分に問題視すべきである(通常であれば、事件そのものを他の代理人に承継させるべきと考える。)ところ、懲戒委員会は、これを何ら問題とはしていなかった。

福井弁護士会では、基準は不明確だが、期の順序に応じて、特に問題ない限り誰かが立候補して会長候補者となり、会長候補者が、懲戒委員会委員を選任して立候補を打診し、選任手続きを経るとというのが慣例であり、実質的に、懲戒委員会委員は、会長が選任している。

実質規定の検討を怠り、会長への忖度を行った結果が、本議決ではないかとの考えは否定できないものといえる。

(4) 懲戒委員会の手続進行の問題は、上記にとどまらない。

対象弁護士は、数度にわたって関係者審尋の申し立てを行ったが、それに対する懲戒委員会の回答すら得られなかった。しかし、本件では、懲戒請求者の認識や行為などが問題となっており、対象弁護士の行動に対する認識その他、懲戒請求者を審尋すべき必要性は非常に高い案件であるといえる。にもかかわらず、懲戒委員会は、懲戒請求書と綱紀委員会における回答書のみを参照し、懲戒請求者の主張等を吟味せずに真実であるかのように扱っている。懲戒請求者側からは、何らの証拠書類も出されていない。

職権調査が正当かつ公平に機能していたとは言い難い。

(5) 対象弁護士は、それまでの流れと、令和5年6月1日の一方的な非難を内容とするような審尋を受けて、懲戒委員会は民事的解決の有無で懲戒の是非を判断するのではないかと強く考えた。

そのため、対象弁護士は、令和5年7月10日に、懲戒委員会宛に、訴訟において715万円での和解を検討しており、それが期日上で裁判所と懲戒請求者側

にも伝えられた旨を報告している。次回期日には、和解を成立させるという趣旨である（実際に、和解成立となった。）。

ところが、民事訴訟の第2回期日を迎える前に、懲戒の議決書が送達されることとなった。議決してしまったから、というのは簡単である。しかし、懲戒の結論が対象弁護士に与える影響を考えると、安易に扱うべきではない。懲戒委員会は、十分に再議決できる状況にはあった。それまで、6か月とされている審理期間が1年3か月にもなっている。なぜ、そこから1か月が待てなかったのか。その1か月によって得られる結果のために、1年3か月も対象弁護士を手続に拘束し、民事的解決を求め続けていたのではないのか。和解が成立した場合には、議決書の理由は変更されて然るべきであるが、懲戒委員会は、そのような検討もなく、議決書を送達手続に回している。

それを受けて、対象弁護士としては、懲戒委員会は、民事的解決の帰趨によって結論を決するというのではなく、懲戒手続を懲戒請求者側に有利な民事的解決を導くために利用したのではないかとの考えも浮かんでくる。

1年3か月もの間に、対象弁護士が求められていたのは、民事的解決のみであり、その他の主張補充等は求められていない。言い換えると、民事的解決の有無が不明な状態では議決すべきでないから、それほど時間がかかったと考えるべきであり、素直に理解すると、民事的解決がなされれば、懲戒の結論を出さなくてもよいが、そうでなければ、懲戒の結論を出すという形で、結論に直結するから時間をかけたと見ざるを得ない。

ところが、民事的解決が具体化してもなお、懲戒委員会は懲戒の結論を出した。それは、民事的解決の有無にかかわらず、懲戒の結論を出すことを予定していたということにつながる。としたら、民事的解決の執拗な要求は何だったのか。しかも、対象弁護士だけに対する要求である。そのような要求をせずとも、懲戒の結論なら出せたはずである。早期に結論が出ていれば、対象弁護士が故意に報酬請求権を消滅時効にかけるということもなかった。懲戒の結論ありきなら、なぜ民事的解決を求め続けたのか。懲戒請求者に有利になるよう、懲戒手続による圧を加えるため、と考えることもやむを得ない。あつてはならないことであ

る。

4 委員構成の問題

(割愛)

第10 結論

以上の通り、本件懲戒委員会の議決は不当であり、処分の取消を求める。

以上